

国不建推第 3 1 号
国不専建第 1 9 号
令和 2 年 1 2 月 1 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より貴団体傘下建設企業等に対する指導方お願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(平成 1 9 年 6 月 2 9 日国総建第 1 0 0 号。)の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきている。

加えて、第 1 9 8 回通常国会においては、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第 3 0 号。以下「一部改正法」という。)が昨年 6 月 1 2 日に公布され、一部規定を除き、本年 1 0 月 1 日より施行された(改正後の建設業法を以下「改正建設業法」という。)。また、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等を規定する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第 3 5 号。以下「改正品確法」という。)が昨年 6 月 1 4 日に公布され、同日から施行された。加えて、改正品確法を受けて「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の一部変更が昨年 1 0 月 1 8 日に閣議決定され、同月 2 1 日付けで告示(令和元年国土交通省告示第 7 2 1 号。以下「改正品確法基本方針」という。)されたところである。

については、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定。）、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。さらに、適切な水準の賃金等に加えて、法定福利費、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。加えて、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底すること。このほか、改正建設業法第20条の規定により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければならないことに留意すること。

また、改正建設業法第20条の2の規定により、建設工事の注文者は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

2. 社会保険加入の徹底について

一部改正法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件とされた点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされた点に留意すること。加えて、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っている建設キャリアアップシステムに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認

及び指導については、建設キャリアアップシステムの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

また、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要である。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、平成30年6月からは、国土交通省直轄工事において、元請企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を始めたところである。

また、改正品確法及び改正品確法基本方針において、公共工事等を実施する者は、元請負人に限らず全ての下請負人も含め、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者等の責務とされたところである。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費の確保に努めること。また、昨年度、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によると、前回調査と比較して一定の改善は見られたものの、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、平成29年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したところであるが、地方公共団体、特に市町村においては、この取組の導入が進んでいない状況にある。こうした状況を踏まえ、第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（令和2年6月15日開催）において、改めて公共発注工事、民間発注工事を問わず、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された見積書及び請負代金内訳書の活用を徹底・促進などを本年度の重点課題として掲げたところであり、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な額の請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の額の変更に関する定め等を明示すること。

特に、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事等の着工前に書面による変更契約を徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意すること。

なお、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

4. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

昨年4月1日より施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）において、建設業については、令和6年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保や長時間労働の是正など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、政府において策定している「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する

関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂)や改正建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・改正品確法・改正品確法基本方針の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保や長時間労働の是正などに努めること。

5. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工所用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となるときは、請負契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成31年3月29日国土建第504号)においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の改正により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることとしており、建設キャリアアップシステムを活用されたい。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日国土建第272号)や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」(平成30年12月3日国土建第309号)に十分留意すること。

6. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受ける

こと。

7. 下請代金の支払について

労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、改正建設業法第24条の3の規定により、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことを踏まえ、手形等による支払は慎み、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定すること。また、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年3月12日通商産業省告示第82号）及び「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）に基づき、そもそも元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うとされていることに留意すること。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

手形期間については、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

8. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。建設工事に従事する建設技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用について、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。その工事に従事する下請事業者に対して事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録及びレベル判定システムを活用した能力評価を行うよう指導し、一人一人の建設技能者が各現場でのカードタッチ等により就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によって適切な処遇を受けられるよう、環境整備を図ること。加えて、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、その掛金は工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解される。公共工事においては、積算上、証紙交付に係る事業主負担額が予定価格に反映され、かつ、発注の条件となっている等により普及が進んではいるが、現場の技能労働者一人ひとりに証紙の交付・貼付が徹底されるよう、元請負人と下請負人との間における証紙の交付・請求事務を適切に行うとともに、改めて、元請負人が下請負人に対して、本来交付すべき証紙の辞退を不適切に求めるようなことがないよう周知徹底すること。また、民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、証紙購入額を適切に見込んだ工事の見積もりを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。さらに、元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請負人に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるため、適切な運用を行えるように努めなければならないことに留意すること。建退共制度の手続きについては、令和3年4月より、電子申請方式の本格実施（本年11月より試行的実施）及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始することが予定されているため、元請負人は建設キャリアアップシステムの積極的な活用及び建退共制度の適切な運用を行うことに特に留意するとともに、下請負人は、元請負人と連携

し、建設技能者の就労実績の把握と掛金充当の徹底に努めること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

9. 技能労働者への適切な賃金の支払について

建設業の高齢化が進展する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。改正品確法及び改正品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善が元請負人に限らず全ての下請負人も含めた受注者等の責務とされたところである。

また、平成25年4月以降これまで8度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業4団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は令和元年までの7年間で約18%上昇し、他産業と比較しても高い伸び率を示しており、製造業の水準に迫る勢いとなっているものの、未だ十分とは言えない状況である。政府から経済界に対し、賃金の継続的な引き上げに向けた取組が要請されていること、国土交通大臣より建設業4団体に対して、現場の技能者への適切な水準の賃金支払いと適切な請負金額での下請契約に向けた具体的な取組の実施を要請していること、この要請を受けて元請事業者団体においては下請けからの見積りを尊重する取組を継続するとともに、専門工事業団体においては技能者の能力評価基準に応じた賃金目安設定の取組が開始されたことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、8年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、昨年度、国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請負人において、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、同年4月から本格運用が開始された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、

引き続きその周知に努めること。

1 0. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年10月1日の消費税率の引上げに当たって、関係法令が改正され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」(令和元年7月8日国土建推第9号)等を通知してきたところであり、これらを踏まえ、下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

特に、令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることに十分留意すること。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

1 1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等について

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等に対する配慮については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」(令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号)等を通知してきたところであるが、改めて建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、適切な工期の見直しや一時中止等の措置、それに伴う適正な手順による書面による契約締結、下請負代金の設定及び適切な代金の支払等を実施するため、上記1から10までの事項に十分留意し、元請負人と下請負人の間の取引の適正化の徹底等に努めることに加え、引き続き「駆け込みホットライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めること。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年7月1日改訂版))」を踏まえ、建設現場の「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスク軽減等を徹底すること。

1 2. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止について

改正建設業法第24条の5の規定により、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

13. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から12までの事項に準じた配慮をすること。

国不建整第101号
令和2年12月1日

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和2年12月1日付け国不建推第31号・国不専建第19号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

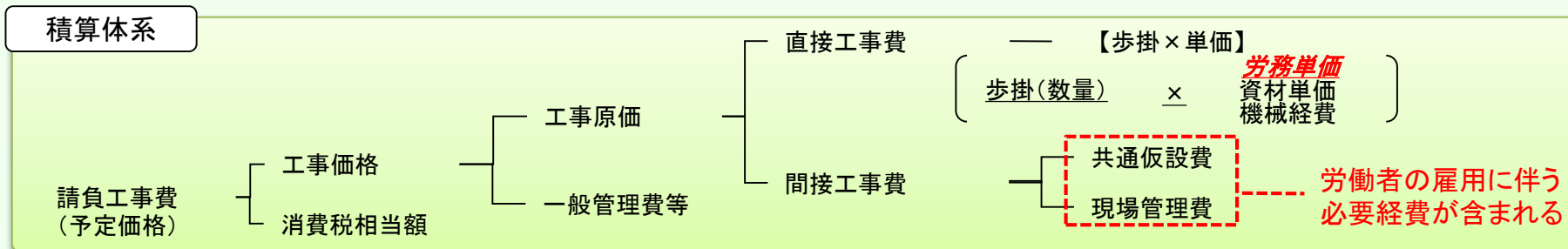
建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

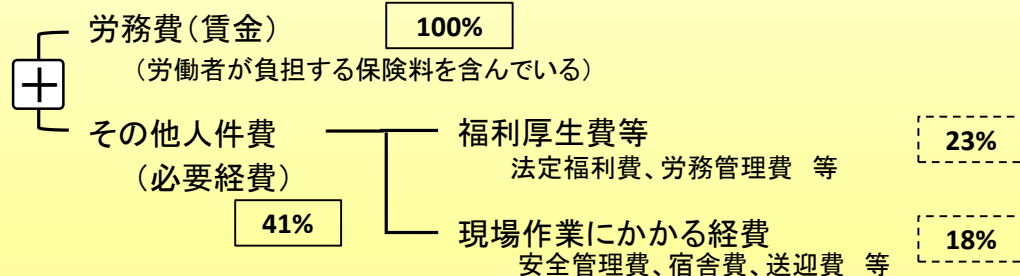
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

〔 上段 : 公共工事設計労務単価
(下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費 〕

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

留意事項

国土交通省不動産・建設経済局長から建設業者団体の長あて通知（令和2年12月1日付け国不建推第31号、国不専建第19号）のほか、次の点について適切に対処すること。

1 下請代金の支払等について

(1) 下請代金の支払等の適正化について

下請契約における代金の支払等について、資金需要の増大が予想される時期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者（資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等を含む。）に対する適正な代金支払の確保に配慮すること。

(2) 下請代金の支払までの期間の短縮について

下請建設企業や資材業者が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払の保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援する「下請債権保全支援事業」が実施されているところであるが、当該事業を活用する場合を含め、全ての元請負人は、下請契約における受注者の資金繰等に配慮し、請求書の締切から支払までの期間をできる限り短くすること。

(3) 手形期間について

北海道発注の建設工事における下請代金の支払に手形を使用する場合は、手形期間を90日以内のできる限り短い期間にするよう努めること。

2 適正な施工体制について

(1) 労働災害の防止について

国の「労働災害防止計画」や、道の「北海道における労働災害の防止に向けた取組方針」などによる関係者の取組により労働災害は減少傾向にあるが、建設業は依然として死亡災害全体の4分の1を占める状況にあることから、事業所等の統括安全衛生責任者等から現場への指導・援助・教育の徹底や、安全パトロールなどによる工事場所での安全管理の徹底などに十分留意すること。

建設業における死亡労働災害の発生状況は、11月末現在、昨年同期の18人から10人と減少しているが、建設現場の本格稼働が続く中であって、増加が懸念されるため、労働安全衛生法令の遵守徹底を図ること。

(2) 施工体制の確認について

道においては、適正な施工体制及び安全衛生管理体制を確保するため、請負人から提出される「積算労務単価報告書」において、「公共工事設計労務単価」との間に一定以上の乖離がある工事などについて、建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロールを実施し、調査・指導を強化することとしているので、必要な経費の計上に十分留意すること。

また、元請負人は、施工体制台帳の作成を通じて、技術者の配置状況や下請業者の使用状況のほか、外国人技能実習生等の従事状況など施工体制の的確な把握に努めること。

3 社会保険未加入対策について

北海道発注の工事において、雇用保険、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請負人が、それらの法定保険に加入していない場合、元請負人は下請負人に対し、各種法定保険への適正な加入等について指導すること。但しこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。

また、労災保険に加入できない大工、左官、とびなど、労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とするいわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めること。

さらに、適正な就業規則の作成に努めることとし、この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

なお、「道発注工事における社会保険等未加入対策等について」（平成30年3月23日付け建管第1886号）により通知しているが、二次以下の下請負人についても、平成30年4月1日以降に行われる公告又は契約の申込みの誘因に係る契約から、原則、社会保険加入者に限定しているので、留意すること。

4 労働者福祉の向上について

(1) 雇用・労働条件の改善について

建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入等雇用・労働条件の改善に努めること。

なお、建設業退職金共済制度については、平成28年4月に「退職金の支給要件の緩和」「被共済者による移動通算の申出期間の延長」「移動通算できる退職金額の上限の撤廃」など、制度が変更されているので、被共済者への周知に努めること。

技能労働者の育成・確保については、適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることから、特段の配慮に努めること。

(2) メンタルヘルス対策の推進について

心の不調などに悩む労働者やその家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者に対する支援や役立つ情報について、専門の情報サイト「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」が開設されているので、周知が図られるよう努めること。

また、職場環境の改善に当たっては、北海道産業保健総合支援センターによる職場訪問などの支援や、独立行政法人労働者健康安全機構による助成制度を活用するなどメンタルヘルス対策の推進に努めること。

(3) 季節労働者への有給休暇の付与（前倒付与）について

季節労働者を雇用した場合、有給休暇の付与（前倒し付与を含む。）などが図られるよう努めること。

5 建設副産物について

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官第122号改正）等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。

特に、建設リサイクル法に伴う対象建設工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定される分別解体等の計画の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資源化等の完了報告、解体工事業の登録等の諸手続について遵守すること。

事業者はその事業活動によって生じた廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする「排出事業者責任」を負っており、建設廃棄物の処理を都道府県知事等から許可を受けている産業廃棄物処理業者へ委託した場合であっても、その責任を免がれるわけではない。建設廃棄物の処理を委託する場合には、書面により適正な委託契約の締結を行い、産業廃棄物管理票により処理が適正に行われたことを確認するほか、委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者の選定については、扱える産業廃棄物の種類、処分の方法（再資源化等を含む。）、施設の処理能力等について確認し、適正な処理料金を負担するなど、発生から最終処分に至るまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること（排出事業者責任については、別添「産業廃棄物を排出する事業者のみなさんへ」を参照）。

建築物等の解体、改造又は補修工事を行うときは、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に基づき、工事の規模に関わらず必ず事前に石綿の有無を調査し、吹付け石綿や石綿を含む保温材等の使用がある場合は、各法令に基づく届出、作業基準に基づく除去等作業などとともに、除去した石綿等の廃棄物処理法に基づく適正処理など、適切な措置を講ずること。また、事前調査は石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者（建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者など）が行うよう十分留意すること。

また、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化することとし、国では大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月に公布、一部を除き令和3年4月に施行されることとなったので、改正内容に十分留意すること。（別添「大気汚染防止法の一部を改

正する法律案の概要」を参照)

なお、解体途中で石綿含有建材の使用が判明した事案や、工事中の事故等により飛散のおそれがあった事案も発生しており、このような事態が発生した場合は、石綿の飛散を防止するための応急措置を直ちに行い、必要に応じて大気環境中のモニタリングを実施し、環境影響を把握するとともに、速やかに関係法令に基づき除去等の措置を行うこと。

6 道産品（資材）の活用について

道産品の需要を確保することは、地場産業の育成上きわめて重要であるため、使用資材については、間伐材を使用した木材・木製品、北海道認定リサイクル製品、北海道グリーン購入基本方針に基づく特定調達品目など、道産品を優先的に使用するよう努めること。

7 過積載運行の防止について

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）等を遵守し、工事施工業者が過積載運行の要求を行わないことはもちろん、請け負った建設工事現場において、過積載車両の搬入・搬出などの違法行為を行わないこと。

8 下請契約の適正化等について

(1) 資材等の運搬業務契約、交通誘導警備業務契約の安全性の確保等について

資材等の運搬業務、交通誘導警備業務に係る契約についても、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から、安全性等を考慮した適正なものとなるよう指導すること。

(2) 見積り等における労務単価に係る諸経費分等の適正計上について

見積り等に際して、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務単価の主旨を十分理解の上適正に取り扱うこと。

例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。

9 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」の推進について

道では、平成29年(2017年)3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成31年(2019年)3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」を策定し、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を位置づけているので、この施策の推進に向け、関係機関等と連携するなどして取り組むこと。

10 建設キャリアアップシステムの加入促進について

国では、建設技能者が持っている資格や経験に応じて、適切な処遇が受けられる環境の整備や書類作成の簡素化といった現場管理の効率化に向け、資格や就業履歴、社会保険の加入

状況等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムを構築し、平成31年(2019年)4月から本運用が始まっているので、システムへの加入促進を図ること。

11 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた取組の推進について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、道の「北海道スタイル」の実践や、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく対策の徹底などに留意すること。

12 とび・土工事業の技術者に対する経過措置の終了について

平成28年(2016年)6月1日に施行された「建設業法等の一部を改正する法律」により、施行日時時点で「とび・土工事業」の技術者である者は、経過措置として、令和3年(2021年)3月31日までは解体工事業の技術者としてみなされている(以下「みなし技術者」という)。

この「みなし技術者」を営業所の専任技術者として登録し、解体工事業の許可を取得した許可業者が、令和3年4月1日以降も解体工事業の許可を継続するためには、令和3年3月31日までに解体工事業の技術者要件を満たす営業所の専任技術者を配置し、法定期限内(変更があった日から14日以内)に変更届出書を提出する必要がある、この手続きを行わない場合は、解体工事業の許可が取消しになるので、留意すること。

13 経営事項審査受審の徹底について

国や地方公共団体等が発注する建設業許可を必要とする公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受けなければならないとされている。

しかし、近年、適正な経営事項審査の結果通知書を有していない等の建設業者が公共工事を契約し、監督処分を受ける事例が散見されるので、審査基準日(決算日)から公共工事を請け負うことができる期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審すること。

○関係通知等一覧

- 1 リーフレット 「駆け込みホットライン」(国土交通省)
- 2 建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
(平成29年3月29日 国土建推第41号 北海道建設部長宛)
- 3 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
(令和2年9月30日 国不建整第72号 建設業者団体宛)
- 3-2 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について
- 3-3 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」確認シート
- 4 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について
(平成30年7月2日 総行行第145号、国土入企第11号 各都道府県知事宛)
- 5 施工体制台帳等活用マニュアルの改正について
(平成31年3月29日 国土建第503号 北海道建設部長宛)
- 5-2 施工体制台帳8帳の作成等についての改正について
(平成31年3月29日 国土建第500号 北海道建設部長宛)
- 6 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)
(平成26年2月3日 国土建第272号 北海道建設部長宛)
- 6-2 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について
(平成23年11月14日 国土建第161号 各公共発注者宛)
- 6-3 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について
(平成21年6月30日 国総建第75号 公共工事発注担当部局の長宛)
- 6-4 専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】
- 7 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)
(平成30年12月3日 国土建第309号 北海道建設部長宛)
- 8 リーフレット 「建退共制度に加入しませんか！」(独立行政法人勤労者退職金共済機構)
- 9 リーフレット 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(国土交通省)
- 9-2 リーフレット 「建設ホットライン」(北海道建設部)
- 10 「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」
(令和元年7月8日 国土建推第9号)
- 11 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」(令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号)

- 12 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月14日(令和2年8月25日改訂版))
- 13 リーフレット 「下請債権保全支援事業(債権支払保証事業)」 (国土交通省)
- 14 労働災害防止計画(厚生労働省)
- 14-2 北海道における労働災害の防止に向けた取組方針(北海道経済部)
- 15 リーフレット 「建設工事に従事する一人親方の皆様へ」(厚生労働省)
- 15-2 リーフレット 「建設事業を営む事業者の皆さまへ」(厚生労働省)
- 15-3 道発注工事における社会保険等未加入対策等について
(平成30年3月23日 建管第1886号 各建設業協会、建設協会会長宛)
- 16 リーフレット 「平成28年4月1日から建退共の制度が一部かわります」
(独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部)
- 17 リーフレット 「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」
(一般社団法人日本産業カウンセラー協会)
- 17-2 リーフレット 「産業保健総合支援センター・地域産業保健センター事業案内」
(独立行政法人労働者健康安全機構)
- 17-3 令和2年度版産業保健関係助成金(厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構)
- 18 リーフレット 「産業廃棄物を排出する事業者の皆さんへ」
(北海道環境生活部循環型社会推進課)
- 18-2 リーフレット 「大気汚染防止法の一部を改正する法律案の概要」
(北海道環境生活部循環型社会推進課)
- 19 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画(平成31年3月 北海道建設部)
- 20 リーフレット 「建設キャリアアップシステム」(一般財団法人建設業振興基金)
- 21 新北海道スタイル (北海道)
- 22 リーフレット 「解体工事業のみなさまへ」(国土交通省)